

令和5年4月1日

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人 日南福祉会
理事長 坪倉 孔喜

職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりを行うことで、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 行動計画内容

目標1：計画期間内に「育児休業」「子の看護休暇」の取得について次の水準以上にする。 男性職員・・・計画期間中に育児休業1人以上 看護休暇3人(30%)以上 女性職員・・・ 100%保持 70%以上保持
--

<対策>

- 令和5年4月～ 男性の出生時育児休業および子の看護休暇の取得を周知・推進するため、管理職への研修の実施
- 令和5年9月～ 全職員を対象とした制度周知に関する研修の実施

目標2：男女および年齢を問わず、活躍できる職場風土を構築する

<対策>

- 令和5年4月～ 女性比率が高い中での女性の就業継続・活躍の必要性の周知継続とフェムテラシーの理解推進
- 令和5年9月～ 健康経営を軸とした全職員への支援の推進

目標3：育児目的休暇の創設の拡充

- <対策>
- 令和5年4月～ 配偶者出産休暇および多目的休暇のアンケート
- 令和6年4月～ 育児目的休暇の拡充創設